

令和8年3月末で

島根県



# 収入証紙を 廃止しました



国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

証紙の**販売**は  
令和8年3月末日まで

証紙の**使用**は  
令和8年9月末日まで

未使用の収入証紙の  
**還付**は  
令和13年3月末日まで

令和8年4月からはいろいろな方法で納付できます！※

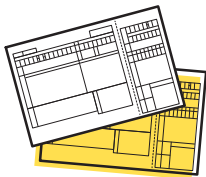
※手続きにより使用できる納付方法が異なります。収入証紙廃止後の納付方法の詳しい内容については、県のホームページ等でお知らせしています。



## 1 オンラインでの納付

しまね電子申請サービスを利用して、オンラインでの納付手続きが可能となります。一部の手続きでは、証紙廃止前からご利用いただけます。

- ・クレジットカード(VISA、Master、American Express、JCB、Diners Club)
- ・Pay-easy(ペイジー)(インターネットバンキング、Pay-easy対応ATM)
- ・PayPay



## 2 納付書・納入通知書での納付

県から交付を受けた納付書又は納入通知書を使用して、金融機関窓口またはコンビニで現金納付。



## 3 申請窓口での納付

- ・クレジットカード
- ・コード決済
- ・電子マネー

\*手続きによっては、現金で納付できる場合があります。



## 購入後、使用しなかった収入証紙は・・・

未使用の収入証紙を返還いただくと額面金を還付します。  
詳しい手続きについては、県のホームページ等でお知らせしています。

お問い合わせ

島根県出納局審査指導課

690-8501 松江市殿町1番地

☎0852-22-6325 E-mail: shinsa-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

詳しくはホームページへ

島根県収入証紙廃止

